

法務省刑事局 様

平成 24 年 7 月 3 日
犯罪被害者家族の会ポエナ
会長 小林邦三郎

意 見 書

平成 20 年 12 月に施行された「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法の一部を改正する法律」により導入されるなどした項目に関して、また平成 23 年 3 月に閣議決定された「第 2 次犯罪被害者等基本計画」中の検討項目に関し、このたび意見の機会を与えていただきましたことを感謝申し上げます。

私は息子を亡くしてから 16 年、犯罪被害者の会を発足してから 6 年余りに亘り、犯罪防止を主眼として心の闘いをしてまいりました。遺族への支援は難しいことであり、心を強くして悔しさを忘れずに必至に生きることを感じております。

以下、各項につきまして私どもの考えを述べさせていただきます。

①心情の意見陳述の対象者の範囲の拡大

対象者の範囲は改正された現行で十分と考えます。意見陳述の現状においては、犯人に対して恨み言であり、正当な裁判の中で必要かつ適切かどうか疑問に思うことも少なくありません。被害者等の証言の必要性がもっと重視されなければならず、本来の目的が明確になっておりません。

順位は親・子・祖父母・孫・兄弟姉妹が正当と存じますが、特に子供の死に関しては親の責務と思います。行為に支障をきたす場合において、下位順位の尊属にも認めることが原則と考えます。私は「兄の死」により妹の人生に影響を受けてはならないと思っており、娘には一切活動を求めています。

犯人の謝罪の有無が量刑に影響していますが、謝罪を求める時期は「矯正教育」からであり、更生のためのものであって裁判に影響すべきことではありません。

②被害者特定事項の秘匿制度

報道被害と称し、遺族等が「匿名を原則」として求めています。亡くなった者の報道は「実名が原則」でなければなりません。匿名は犯罪を増やす原因となり、現在、警察官による軽度の犯罪が匿名になっているのも、警察に判断を任せたと考えられます。但し、命ある性犯罪被害者に対しては社会的認知の低さゆえに「匿名」を認める必要があり、本人が生きる目的のために存在しています。犯罪者の匿名や責任逃れの要因ともなり、亡くなった命のためにも遺族等は理解しなければなりません。

「夜遅く飲酒の上げんか」と報道され、「無様に死におって」と耳にしましたが、私は親として真に受け止めてから一つ一つ立証したことで、息子の名誉を守りましたことをお知らせいたします。

③被害者等による公判記録の閲覧及び謄写の要件の緩和及び対象者の拡充

現行法の対象者で十分と考えます。但し担当検事から遺族等に裁判の状況を積極的に説明するための法改正をご検討いただきたいと存じます。

④被害者参加制度

情状に関する事項について、被害者の供述の証明力を争うために必要な事項を証人尋問することを許されていますが、犯罪事実に関することに異を唱えることが必要なこともあり、真実を追求するためのものです。証言が必要な場合等目的を明確にすべきであり、裁判官により差異が生じる現行法をご検討いただきたいと存じます。

⑤損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度

本来刑事裁判において、付帯事項として認められ、賠償命令が下されることが望ましいと考えます。現状において犯罪者やその親の賠償は皆無と言って過言ではありません。犯罪者や親の責任を明確にしなければ犯罪を防ぐことにはならず、賠償の有無が量刑に関与すべきか広く論議が必要です。我が子を真剣に育てなければ、親にも当然として「責任と義務」が発生すべきと考えます。

⑥被害者参加人への旅費等の支給に関する検討

犯罪により救済が必要と認めた場合に限り、自ら証明し手続することが原則です。責任を求めることができない多くの犯罪被害者遺族もいることも理解すべきです。財政困難な状況下のことも踏まえる必要があり、一律支給することには賛同できません。犯罪者やその親が支給することも検討すべきではないでしょうか。

⑦被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件に関する検討

現行法で十分と言えます。検事が責任を果たした上で、遺族等に説明できれば弁護士は不要なことで、裁判の仕組を検討する必要があり、検事の目的と被害者側に立った教育が要求されます。資力の十分な者に支給されることは「バラマキ」と言え、度々述べておりますように、犯罪者とその親の賠償責任を問うことが先決であると訴えさせていただきます。

関連する意見及び要望

犯罪はすべてのことから逃げるために生じることであり、厳しさに欠けた親の教育に原点があります。裁判は恨みを晴らす場ではなく、真実を追求し再犯を防ぐための更生を判断する場であると考えます。遺族等は困難なことです、恨みを捨てないと更生の管理も要求することができません。日本の国のために、広い視野に立って厳格に論議を賜りますようお願い申し上げます。

- 1、「犯罪被害者等」と称して、被害者と遺族や家族が同一の権利として考えられていますが、被害者本人に権利が存在することであり、遺族や家族には救済の必要性で「権利の代行」が許されるべきです。
- 2、報道被害が犯罪被害者等の二次被害として考えられていますが、真の二次被害とは無罪や冤罪による真犯人不在のままの放置、犯人の未逮捕、精神障害者に殺害されても罪に問えないこと、再犯による殺害によって過去の被害者遺族等が感じることもそれが正当に判断されるべきと存じます。しかしながら「誤報」については許されるものでなく、明確な対策が必要であることは考えなければなりません。
- 3、犯罪被害者等の感情に囚われて法の制定はすべきことでなく、法の存在意義と法の平等を考えて、将来、国のためになることを視野に制定すべきことです。
- 4、ヒアリングの開催は個別に対応するのみでなく、出席者（団体）合同にて実施するものとし、マスコミにも参加を依頼した上で、公開性を重視しながら正々堂々とした意見が言える場を望んでおります。
- 5、ヒアリングへの交通費の支給は必要ですが、謝金については今後廃止すべきと考えます。
- 6、矯正協会からの一部団体への支援金は、本来、更生のために使用すべきものであり本年から廃止すべきことを再々度要望いたします。
- 7、真の支援とは、理不尽な事件を解明するために一緒になって闘うことであり、不当な扱いを受けている遺族等に手を差し延べることと思っております。

以上